

2025年10月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ オ パ レ ス 2 1 代表者名 代表取締役社長 宮尾 文也 (コード番号 8848 東証プライム市場) 問合せ先 取締役 経営管理本部長 竹倉 慎二 (TEL 050-2016-2907)

(開示事項の経過) 訴訟の判決 (第一審) に関するお知らせ

2022年11月2日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、株式会社新潮社(以下「新潮社」という)に対する訴訟につきまして、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本判決の言い渡しのあった裁判所及び年月日

裁判所 東京地方裁判所 判決日 2025 年 10 月 16 日

2. 訴訟の経緯

新潮社は、2022年10月13日発刊及び2022年10月20日発刊の週刊新潮において、当社があたかも入居率の嵩増しや改ざんを行い、当社の収益等を意図的に操作しているかのような報道を行いました。しかし、これらの記事の内容はいずれも虚偽であったことから、当社は、2022年11月2日、新潮社を相手方として、東京地方裁判所に訴訟を提起した次第です。

なお、当社は、新潮社を相手方として訴訟を提起するに際し、篠崎 敬一郎氏(以下「篠崎氏」)がこれらの記事の作成を主導したもので、少なくとも篠崎氏からの情報提供に依拠し、かつ虚偽の内容を語る篠崎氏の発言がそのまま引用されていることから、篠崎氏が深く関与しているものであるとして、篠崎氏も相手方として訴訟を提起しておりましたが、篠崎氏への訴訟手続きにつきましては、新潮社の訴訟手続きと分離されており、現在も東京地方裁判所に係属しているところであります。

3. 判決の内容 (要旨)

東京地方裁判所は、週刊新潮の記事が当社の社会的評価を低下させるものであり、また、記事の内容は真実とは認められず、新潮社が真実と信じたことについて相当の理由があるとも認められないとして、概要以下のとおり判決を言い渡しました。

- (1)新潮社は当社に対し、330万円を支払え。
- (2) 当社のその余の請求を棄却する。

4. 今後の見通し

本判決は、当社の主張が認められたものと認識しております。また、本判決による、当社業績への 影響はございません。

今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上